

1. 議事日程

〔平成28年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目〕

平成28年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第75号 相互救済事業の委託について
日程第3 議案第76号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第4 議案第77号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第78号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第82号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第83号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第84号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第9 議会改革特別委員会の設置について
日程第10 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番

秋田雅朝

14番

塚本近

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	猪掛公詩		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
本日の会議の運営について、過日議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る12月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日、日程の追加をいたしましたので、報告いたします。  
追加案件となる「議会改革特別委員会の設置について」の取り扱いについて、協議を行い、議長より提案後、採決を行うことといたしました。  
よろしく願いいたします。  
以上で報告を終わります。

○先川議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において13番 秋田雅朝君、及び14番 塚本近君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第75号 相互救済事業の委託について

日程第3 議案第76号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第4 議案第77号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第78号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第2、議案第75号「相互救済事業の委託について」の件から、日程第5、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 平成28年12月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった4議案について、12月16日に総務企画常任委員会を開き、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いま

した。

議案第75号「相互救済事業の委託について」は、現在本市が火災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業について委託をしている委託先を「一般財団法人全国自治協会」から「公益社団法人全国市有物件災害共済会」に変更するものであります。

審査の中で委員より、「委託先の変更により、29年度以降はどのような分担金を支払うようになるのか。」との質疑があり、執行部より、「全国自治協会の分担金は、市の特例が28年度で終了するため、約3倍になると聞いている。市有物件災害共済会への分担金は、現在自治協会に払っている金額と同額になると考えている。」と答弁がありました。また委員より、「全国市有物件災害共済会加入の684団体は自治体の数に比べて少ないが、全国自治協会や全国市有物件災害共済会のほかにセーフティーネットの役割を果たす団体はあるか。」との質疑があり、執行部より、「自治体が相互救済事業で行っている団体は、全国自治協会と全国市有物件災害共済会で、他の保険団体はない。全国の市の数は791団体で、会員は690団体、非会員は101団体であるが、非会員は安芸高田市をはじめ、合併時に町村が市となった団体である。未加入団体のほとんどがこのたびの特例の廃止により災害共済会へ移られると聞いている。」と答弁がありました。

次に、議案第76号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の3議案は、平成28年8月8日に出された人事院勧告の内容及び広島県人事委員会の勧告、並びに県内他市の状況等を踏まえた所要の改定を行うもので、議案第76号においては、市職員の給料月額や扶養手当、勤勉手当の額の改定、議案第77号においては、常勤の特別職の賞与の支給月数の引き上げ、議案78号においては、市議会議員の賞与の支給月数の引き上げをそれぞれ行うものであります。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、議案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員

3番、玉重輝吉でございます。

今の委員長報告で伺います。

議案第76号から78号に関して、おおむね説明が、提案理由の説明のとおり報告でしたが、審査において、委員等よりこの件に関して主な質疑等はあったのでしょうか。その辺を伺います。

- 先川議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
総務企画常任委員長 宋戸邦夫君。
- 宋戸総務企画常任委員長 ただいまの質疑に答弁を行います。  
先ほど、議案第75号から78号まで、それぞれ説明をさせていただきましたとおりでございます。  
以上です。
- 先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論がありますので、これより本4件を個別に討論、採決を行います。  
まず、議案第75号「相互救済事業の委託について」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第75号「相互救済事業の委託について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第76号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 先川議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
3番 玉重輝吉君。
- 玉重議員 議案第76号に賛成討論するわけでございますが、この人事院勧告の内訳を見てみますと、50人以上の企業の平均の民間のデータで提示を国からされております。その内訳を見てみますと、3,000人以上のいわゆる大企業の比率の給料平均が約15%、1,000人以上3,000人未満の企業が12.2%、500人以上1,000人未満の民間給与平均が12.2%と、約4割近くが大企業と言っていいぐらいの民間平均の給与のデータでございます。  
私が調べる限り、安芸高田市においては、残念ながら1,000人以上の企業に関して500人もだと思っておりますが、これはちょっと自分も定かじ

やないんではっきり言いませんが、1,000人以上の規模の企業はないと認識しております。そうした中、今浜田市長をはじめ、雇用拡大、人口減少歯どめをかけると公約をあげて、選挙を当選されました。皆さんもしっかりこの給料を上げる上で、今当市ではそういった企業が1社もないんです。重点項目で毎年1企業誘致すると目標を掲げておられます。必ず達成してもらうことをしっかり要望して賛成討論といたします。

○先川議長 ほかにはありませんか。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 3番、玉重輝吉でございます。

議案第77号について、反対討論をいたします。

現在、今特別職の一人であります市長みずから減額処分、今実施しているさなか、この提案の時期にはもう処分は終わるとるわけでございますが、今こうした状況の中、市民の同意は得られないと、私は考え反対いたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 議案第78号に反対討論をいたします。

先ほど議案第76号、77号で賛成討論、反対討論しましたが、今現状安芸高田市の市民の生活の向上は結果として出ておりません。また、今市民には多大なる混乱を新聞紙上でにぎわしておる状況であります。それは、我々議会全員も責任があると考えております。そうした中、こういった提案理由を市民の理解は得られないと考え、私は反対いたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第82号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第83号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第84号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第6、議案第82号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第84号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長

おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成28年12月9日付で本委員会に付託されました、議案第82号から議案第84号までの3議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、12月19日に文教厚生常任委員会を開き、副市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第82号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正により、通所介護事業所のうち小規模な事業所が地域密着型サービスの事業に位置づけられたことに伴い、既定の条例に、地域密着型通所介護事業に係る基準を新たに追加するとともに、引用条文等の整理を行うものであります。

一般的な介護サービスが、都道府県の指定であるのに対し、地域密着型サービスは市町村が指定・指導・監督権限を有することになります。これまで、通所介護事業所については、規模の大小にかかわらず、都道府県の管轄でありましたが、利用定員数が18人以下の小規模な事業所は、地域密着型通所介護事業所として、地域密着型サービスへ移行となり、安芸高田市内では、現在3つの事業所が該当しているとのことでございました。また、利用定員数が9人以下の療養通所介護事業所も同様に、地域密着型サービスへ移行となりますが、こちらについては現在、本市に該当する事業所はないとのことでございました。

審査の過程において、委員より、「通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行し、市が指定権者となることにより、どういった影響があるのか。」との質疑があり、執行部より、「市が指定及び監査・指導を行うことになるため、市の業務は若干ふえることになるが、利用者については影響はなく、これまでどおりの介護サービスを受けていただくことになる。」との答弁がありました。

また、委員より、「地域密着型通所介護事業所については、市で独自に基準を定めることができると考えてよいのか。」との質疑があり、執行部より、「人員の配置及び設備については、市町によって大きな差が出てはいけないため、国によって従うべき基準として定めており、国の基準にのっとって基準を定めている。」との答弁がありました。

次に、議案第83号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、平成28年2月5日付の厚生労働省令により、

国の基準が改正されたことに伴い、対応する条例の一部改正を行うとともに、引用条文等の整理を行うものであります。

次に、議案第84号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、学校規模適正化推進事業に伴い、可愛・郷野地区について、平成31年4月1日を統合年月日として、このたび合意形成が図られたため、該当する小学校の名称及び位置について、条例の一部を改正するものでございます。可愛小学校と郷野小学校が統合し、愛郷小学校に名称変更となり、位置については、現可愛小学校が統合校となるとのことであります。

以上、3議案につきまして、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、議案第84号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 議会改革特別委員会の設置について

○先川議長 日程第9「議会改革特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会基本条例の制定を目的に調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査、研究を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、議会基本条例の制定を目的に調査を行うため、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置することに

決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 新田和明君、2番 芦田宏治君、3番 玉重輝吉君、5番 山根温子さん、11番 熊高昌三君、14番 塚本近君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会改革特別委員に選任することに決しました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

- 先 川 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ここで、先ほど設置されました議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。  
議会改革特別委員会の委員長に、塚本近君、同副委員長に玉重輝吉君、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査の件について

- 先 川 議 長 日程第10「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

- 先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて平成28年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員